

沖縄県コザ児童相談所の第三者評価

報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で沖縄県コザ児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	17

総評

(2024年11月7日(木)～8日(金) 実地調査実施分)

総評

【評価できる点】

○個々の職員が子どもの立場に立って考えながら、家族とも丁寧な関係作りをしてソーシャルワークを進めておられることに好感を持ちました。事例ヒアリングを通しては個々の職員の力量の高さがうかがわれました。

○職場の雰囲気は、職員相互が相談しやすく、風通しの良さが感じられました。職員が職場で支えられているという感覚があり、職員にとって働きやすい職場となっていると思われました。

○子どもの意見聴取については「子どもの意見聴取等措置確認シート」が作成されており、子どもへの説明方法、説明内容、子どもの反応や様子などを具体的に聞き取って記載し、組織的な確認がされていることが評価できると思います。また、子どもの権利ノートについて子どもとともに読み合わせを行っておられる取り組みが評価できます。

○所長や管理職も参加するケース検討会が多く行われており、個々の職員のケース対応の不安を解消することにもつながっていると感じました。また虐待相談については週1回の初期調査報告会が行われており、そこで早期から児童相談所としての対応方針を立てられたり、担当係間の引き継ぎの調整も行っています。

○警察との相互人事交流が行われていることは、警察と児童相談所との意思疎通のし易さ、また双方のスキルを学び合うという面でも有効と考えられます。全国的にも珍しい取り組みと思われるため、その有効性を発信していただきたいと考えます。また、非行相談が多い特性から、非行相談専門員を配置されていることも良い取り組みであると評価できます。

○市町村と児童相談所の間でアセスメントシートを共有することで、互いに共通の視点からアセスメントができるように努めておられます。また、管轄市町村数が多く、かつ児童相談所とは物理的に離れた自治体がある状況下で、市町村支援担当児童福祉司や地区担当スーパーバイザー（以下、SV）による市町村支援を行っておられることは評価できます。

○県の事業として児童心理治療施設と連携した保護者支援事業を実施されており、親子関係再構築支援において有効な活用ができると考えられます。

○年2回の施設ケア会議で、全入所児童について施設と児童相談所が話し合う機会を設け、組織的に施設のケアをされていることは優れた取り組みであると考えます。

○所内の組織編成は「初期対応班」、「相談班」、「自立支援班」と分けられています。このことで他の班の職務内容、ひいては所全体の業務の流れに関する理解が乏しくなることを避けるために、今年度から2ヶ月に1回の所内研修で各班の業務について説明する機会を設けておられることは、相互理解の機会となる良い実践であると考えます。

○今年度から月1回の児童心理司のケース検討会を行っておられることや、児童心理司の人材育成ラダーを提案されたことは、今後の人材育成にとって重要な取り組みだと思われれます。

【改善が求められる点】

○児童相談所業務のマニュアルが整備されていません。児童相談所の蓄積してきた知見や手法を集積し、職員間で共有するためにも、個々の職員が日々の業務の手引きとして活用できるようなマニュアルとしての整備を提案します。

○援助方針会議が幹部職員と担当者のみで行われていました。これは臨機応変に開催できるメリットがある一方で、所内の職員が他班のケース対応の動きを知ることができず、また、援助方針会議自体が職員の研修の意義も持っていることを考えると、より多くの職員が参加して事例を検討できるような定期的な開催方法についても検討されるとよいと考えます。また、援助方針会議資料はとても充実した内容のものでしたが、作成の事務負担もあるのではないかと思います。より簡略化された会議資料についても是非ご検討ください。

○進行管理は、年2回のカンファレンスのほかは班長がシステム上で点検をしているとのことでした。対応漏れのケースをなくし、適時適切な対応を行うためには、進行管理の頻度を増やしていただきたいと考えます。また、職員同士が他の担当者のケースを互いに知り合うことも重要と考えられるため、組織的な進行管理方法についても検討されることを期待します。

○虐待相談について、リスクアセスメントは受理会議の際に実施されますが、その後いつ実施するかについては決められていませんでした。リスクアセスメントを定期的に行い、ケースの状況を把握するとともに、方針決定時や家族状況等の変化があった際にも実施することで、全体の共通認識につながると考えられます。

○自立支援については、措置延長はあまりなく、地域の資源につながっているということでした。社会的養護自立支援拠点はありますが、まだ1か所であり、自立援助ホームの数も少ないと感じます。資源の拡充に向けた県本庁としての検討を期待します。

○市町村支援主幹を設けて市町村支援を実施しておられることは評価できますが、20もの市町村を担当する職員が一名では負担が大きいため、複数の配置が望まれます。

○市町村の担当職員が、虐待案件における市町村の役割や児童相談所との関係について、さらに理解を深める必要があると考えられます。そのために、市町村担当職員に対する研修の充実を図られるとよいと思います。

○事前アンケートでは、一部の市町村から、児童相談所との関係について厳しい意見が寄せられています。一般的に、県の機関である児童相談所は市町村から上位の機関と見られがちで、市町村の職員は児童相談所に対して意見を言いにくいと感じる場合もあるかと思えます。市町村に対しては、事例対応の考え方や方針について十分な説明をするとともに、市町村の意見も十分に聞いて、相互理解に基づいた支援をより一層意識されることで、さらに良好で効果的な連携につながると考えます。

○児童福祉審議会が定期的開催されておらず、児童相談所としての活用がほとんどなされていない点は残念です。第三者的な専門家の意見を支援に活かすことは、児童相談所の事例の見方において視野を広げる効果があります。特に、支援に難航している事例や、施設・里親を含めた関係機関等との関係性に困難を生じている事例等について、児童福祉審議会の意見を聴取することは、適切な事例への対応につながるのみならず、担当職員が支援に自信を持つという利点もあります。また、子どもや保護者の意見と異なる場合に、児童

福祉審議会の意見聴取をすることは必須であると考えます。児童福祉審議会の活用をご検討ください。あわせて、子どもに対して児童福祉審議会への申立てができることと、その方法を周知してください。

○児童福祉司と児童心理司の人数について、配置基準を満たしていません。児童福祉司が、より丁寧なソーシャルワークを行い、面接や訪問を充実させていくためには児童福祉司の人員増が必要であると考えます。また、児童心理司がより多くのケースに関与し、その専門性を発揮できるようにするために、児童心理司の人員増は喫緊の課題であると感じます。この点では、県本庁の積極的な取り組みを期待します。

○ヒアリングの中では、児童相談システムが使いにくいとのコメントが聞かれました。ソーシャルワークに有効に活用できるよう、また事務作業の軽減を図れるよう、システムの改修をご検討ください。

○人事異動はおおむね3年での異動が定式化されていると伺いました。児童相談所の業務に精通するためには長期の勤務年数を要すると考えられていること、また子どもや家族との関係性という点において頻繁な担当者の交代が望ましくないことから、3年で異動するというあり方を見直し、長期に勤務ができる体制を構築していただきたいと考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧なソーシャルワークを行っておられると感じましたので、引き続き子どもや家族との対話を繰り返しながら事例の背景を掘り下げ、支援の充実を図っていただきたいと思います。 ・所内の他の部署でどのような支援が行われているのかを相互に知り合い、児童相談所全体としてのソーシャルワークに対する視野を広げていただくことを期待します。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・援助方針会議への担当者以外の参加、また定期的な開催についてご検討いただきたいと思います。 ・進行管理は SV の把握によるものが主となっていますが、より組織的な進行管理システムになると良いと考えます。 ・受理会議、援助方針会議だけでなく、判定会議の位置づけを明確にすることで、協議の内容が確認しやすくなると思われます。
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援については、令和6年中に里親支援センターを設置して県内全域を支援対象とするとのこと。里親支援の充実に向けて県としての積極的な支援の展開を期待します。 ・自立支援については、全体総評に記載の通り、社会的養護自立支援拠点や自立援助ホームなどの資源の充実を期待します。 ・児童福祉司、児童心理司の増員に向けた積極的な取り組みを願います。 ・児童福祉審議会が有効に活用されていないと思われるため、定期的開催するよう、ご検討いただきたいと思います。 ・児童相談システムの改修に向けた検討を期待します。
国	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が児童相談所職員の採用確保を進められるように、積極的な支援を願います。 ・児童相談システムの改修に対する支援の充実を望みます。

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【評価できる点】</p> <p>○職員のみなさんが子どもの権利を意識し、子どもや保護者一人一人の話をよく聞きながら、多職種で子どもの最善の利益を中心に据えた援助方針の検討を行っている姿勢は評価できます。</p> <p>○社会的養護の子どもの権利ノートには、措置先での生活において保障される権利の内容と、権利が侵害された場合の相談先などがわかりやすく書かれているほか、子どもの権利条例の内容なども記載されており、活用次第で子どもが自分の持つ権利をしっかりと認識することが可能な内容になっています。また、子どもの権利ノートの読み合わせを子どもとともに進められていることは評価できます。</p> <p>○子どもの意見聴取について「こどもの意見聴取等措置確認シート」を作成し、説明方法・説明内容・子どもの反応や様子などを具体的に聞き取って記載することとなっている点が評価できます。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>○一時保護所における子どもの権利擁護の仕組みとしては、しおりが作成されたり、意見箱が設置されていますが、措置に至らない子どもも含め、一時保護中の子どもにも、可能な範囲で、子どもに保障される権利の内容を児童相談所の職員が説明できるとよいと思います。そのためにも、子どもの権利について職員が共通して理解を深める研修や会議などを定期的実施することが効果的と考えられます。なお、意見箱の確認が週に1回とのことでしたが、緊急に対応が必要な意見が出される可能性もあるため、より頻回の確認をしていただきたいと思います。</p> <p>○子どもの権利ノートについて、以前に活用の手引きを作られたものの、最近では利用されていないとのことでした。改定した権利ノートに沿った活用の手引きを作成し、確実に子どもに権利について伝えることができる体制を整えられるとよいと思います。</p> <p>○日本語でのコミュニケーションが困難な子どもに対して、保護した後できるだけ早く一時保護についての意見を聴取したり、今後の生活の見通しについて説明できるように、外国語の通訳を安定的に確保できるような体制が求められます。</p> <p>○第三者や専門家の知見を得ながら支援における子どもの意思の反映を行えるよう、子どもや保護者との意見が異なる場合に、児童福祉審議会の意見聴取をすることをご検討ください。また、子どもに対しては児童福祉審議会への申立てができることと、その方法を周知していただきたいと思います。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <p>○児童相談所内の風通しがよく和やかな雰囲気であり、職員にとって相談しやすく働きやすい職場であることが強く感じられました。また、事例のヒアリングからは個々の職員の専門性の高さがうかがえ、質の高いソーシャルワークを展開されていると感じました。</p> <p>○児童相談所内の組織が初期対応班、相談班、自立支援班に分けられており、それぞれ業務範囲が限定されたことにより効果的かつ効率的に業務を行えるようになっていました。また、従来関与が乏しくなりがちであった措置事例への対応の充実が可能となっていました。</p> <p>○班に分けられていることで、ケース対応の展開過程に応じてケース担当者を引き継ぐこととなります。そのため子どもや家族が新しい担当者との関係構築に苦労したり、情報が十分に引き継がれない恐れもありますが、引き継ぎ期間に双方の担当者が併走して対応し、支援を重ね合う取組みが行われていました。このことで子どもや家族が安心して次の担当者との関係を形成することが可能と思われ、評価できる工夫だと感じました。</p> <p>○警察との相互人事交流が行われていることは、警察と児童相談所との意思疎通の面、また双方のスキルを学び合う面においても有効と考えられます。全国的にも珍しい取組みであり、その有効性を発信していただきたいと考えます。</p> <p>○今年度から経験年数別の人材育成体系を策定して研修に結びつける取組みを始められたとのことでした。今後の職員育成を進めていく上で大きな力となると思われるため、その具体的な実施に期待したいと思います。</p> <p>○所長や管理職を含めたケースカンファレンスが頻繁に開催されており、支援方針の検討が適切に行われていると感じました。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>○児童相談所業務が班ごとに切り分けられることで、児童相談所のソーシャルワークとしての一貫性について個々の職員がつかみにくくなり、職員育成にとってはマイナスとなる面が懸念されます。それを補う工夫として、本年度は所内研修で各班の業務について説明する機会を設けておられたことは、相互理解の機会となるよい取組みだと考えます。このほかにも、援助方針会議にできるだけ多くの職員が出席して事例を検討することや、所内で事例検討の場を設け、出来るだけ幅広い職員に参加してもらうなどの工夫も考えられると思います。</p> <p>○児童相談所の業務マニュアル（手引き）が整備されておらず、個々の職員が手元に置いて参考にすることができないようでした。児童相談所の蓄積してきた知見や手法を集積して職員間で共有するためにも、マニュアルとしての整備を行い、日々の業務の手引きとして活用できるとよいと考えます。業務マニュアル（手引き）作</p>

成の際には、職員が協議に参加して内容を検討されることで使いやすいマニュアルになると考えます。

○援助方針会議が幹部職員と担当者だけで行われていました。これは臨機応変に開催できるメリットがある一方で、所内の職員が他班のケース対応の動きを知ることができず、また、援助方針会議自体が職員研修の意義も持ち合わせることを考えると、より多くの職員が参加して事例を検討できるような実施方法を検討されるとよいと考えます。また、日時を定めて定期的を開催することも検討されてはいかがでしょうか。

○進行管理について、年2回のカンファレンスのほかは、班長がシステム上で点検をしているとのことでした。対応漏れのケースをなくし適時適切な対応を行うためには、進行管理の頻度を多くすることが望まれます。また職員同士が他の担当者のケースを互いに知り合うことも重要と考えられるため、組織的な進行管理方法について検討されることも期待します。

○児童福祉司と児童心理司は配置基準を満たしていません。特に児童心理司は児童福祉司の3分の1しか配置されておらず、児童福祉司の2分の1という基準が満たされていません。児童福祉司は、より丁寧なソーシャルワークを行い面接や訪問を充実させていくために、児童心理司は、より多くのケースに関与して、その専門性を発揮できるようにするために、人員増が喫緊の課題だと感じます。この点では、県本庁の積極的な取り組みを期待します。

○児童相談システムを使いにくいというコメントがヒアリングで聞かれました。業務の省力化を図るためにも、システムの改修が必要だと思われます。また、個々の職員がタブレットを持ち、児童相談所外からもシステムに入れることで業務の幅が広がり動きやすくなるため、県本庁としての検討をお願いしたいと思います。

○ヒアリングの中で他都道府県に研修に行きづらいというコメントがありました。出張がしやすい環境を整えられるように県本庁としての取り組みを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <p>○虐待相談では保護者の同意を得たうえで支援につなげている事例が多くありました。一方で、一時保護延長や 28 条申立てが見込まれる事例については、弁護士との協力を得ながら計画的に準備を進めていることも聴取され、評価できます。</p> <p>○虐待相談については、週に 1 度の受理会議で全ての受理ケースについて所長や SV を含めて方針の確認を行っています。「緊急受理会議票」は、受理時に確認すべき内容や当面の方針、アセスメントなど、初期対応に必要な事項が記録できるようになっており、確実に多面的な検討がなされるよう工夫され、評価できます。</p> <p>○コザ児童相談所で「こどもの意見聴取措置確認シート」を作成し、必要な場面で意見聴取ができていないか、その内容がどうであったか、について分かるよう記載する構成になっています。意見聴取の場面を見える化することで、職員の意識づけができると考えます。</p> <p>○調査でヒアリングした事例に関する説明からは、職員の方が普段から子どもの意向を確認しながら、保護者との丁寧な関係作りに尽力されている様子がうかがえました。</p> <p>○市町村への送致や市町村からの送致には、「共通リスクアセスメントシート」を用いています。県で作成した「虐待のアセスメント指標」も共有されており、市町村と共通の視点でアセスメントを行うことができています。また、20 市町村を管轄し、距離的に遠方の地域もありますが、市町村支援担当児童福祉司や地区担当 SV が、担当地域を決めて支援していることは評価できる取り組みだと思えます。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>○援助方針会議について、検討自体は大変丁寧になされていますが、参加者が限定的なことは残念に感じました。より幅広い参加者による議論のなかで多角的な見方を出し合うことで、支援の幅が広がりが子どもの最善の利益につながっていくこともあります。また、経験の浅い職員にとっての研鑽の場としても活用できるよう、会議の開催方法について再検討を提案します。</p> <p>○また、ケースカンファレンスが多く実施され、所全体の意見としてよく協議されていますが、会議の位置づけが明確でないように感じました。児童相談所運営指針にもあるように、判定会議と位置付けることをご提案します。</p> <p>○ケース進行管理の方法については決められた形がなく、SV に任されていました。年 2 回は全ケースを確認する会議が開催されていますが、職員数が増加していることもあり、全ケースについてもれなく適切な管理が行われているか懸念が残ります。決められた形での進行管理・組織としての把握ができるような対応が望まれます。</p>

○リスクアセスメントは受理会議の際に実施されますが、その後いつ実施するかは決められていませんでした。リスクアセスメントを定期的に行いケースの状況を把握するとともに、方針決定時や家族状況等の変化があったときなどにもリスクアセスメントを実施することで、全体の共通認識につながると考えられます。

○市町村のアンケートでは、児童相談所の説明の不十分さや、市町村が解除に懸念がある場合も解除されることがある等の指摘が一部ありました。市町村の意見を十分に反映できていない場合もあると考えられますので、より市町村とのコミュニケーションが活性化することを期待します。

○市町村への支援は、子どもや家族が生活する基礎自治体における予防的な対応につながると考えられます。市町村向け研修については、児童相談所だけでなく県本庁も一体となり、市町村を支えるための体系的な実施がなされることを期待します。

○児童相談所運営指針には、子どもや保護者と児童相談所の意向が異なる場合に、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされていますが、コザ児童相談所においては児童福祉審議会が活用されていませんでした。児童相談所の援助の客観性を保ち、専門性の向上を図るためにも、積極的な活用が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	B
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価できる点】

○社会的養護が必要な子どもの措置先を決めるときには、子どもの意見を聴き、施設・里親・FH についての説明や見学を行うなど、丁寧に対応されています。子どもにとって最善の利益となるよう、所内で十分検討されていると感じました。

○施設の里親支援専門相談員が地域別に里親の支援を行っており、所管の里親の状況についてもよく把握し、児童相談所と連携ができていることが強みだと感じました。

○施設の自立支援計画については、児童相談所内会議で確認し、必要に応じて修正の意見をあげています。加えて、その場合は必ず子どもの意向を確認するなどの対応をしています。また年 2 回の施設ケア会議で、全入所児童について施設と児童相談所が話し合う場面があり、定期的に入所児童の把握をしています。組織的に施設ケアをしていることが評価できます。

【改善が求められる点】

○施設入所児童のすべてには担当児童心理司がつけられていませんでした。施設の心理士との連携はできていますが、児童相談所の児童心理司として一人ひとりの入所児童に丁寧に関わることができるよう、検討が望まれます。

○施設の自立支援計画の作成については、作成後に修正を提案しているということでしたが、できれば作成前に児童相談所としての関与ができるようにご検討いただきたいと思います。

○フォスタリングに関しては、里親登録前から措置解除後の支援に至るまでの一貫した支援を行う民間フォスタリング機関の全ての支援対象に、現状ではコザ児相が一部含まれていないとのことでした。しかし令和 6 年度中には里親支援センターが開設予定で、同センターの支援対象にコザ児相が含まれるとのことでした。同センターの相談支援活動が充実するように、県としても積極的な支援を期待します。また、フォスタリングを委託した場合は、より一層の児童相談所との協働が必要になるため、児童相談所の里親支援体制の強化も併せて期待します。

○特別養子縁組については、養子縁組適格の確認の申立ては児童相談所長も行うことができるようになりました。これまでその実績はないということでしたが、必要な子どもにおいては速やかに養子縁組へつなげられるよう、申立てについても検討されることを期待します。

○自立支援について措置延長をすることは多くなく、地域の資源につなげているということでした。社会的養護自立支援拠点はありますが、まだ 1 か所と限られ、また自立援助ホームも少ないと感じます。資源の拡充に向けた県本庁としての検討を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	B

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【評価できる点】</p> <p>○里親や里子との面接について、個別の支援を大切にしておられるとともに、面接回数や頻度を一覧表にして管理し、もれなく支援できるように工夫していることが評価できます。</p> <p>○特別養子縁組成立後も6 か月は児童福祉司指導で支援を行っています。また、養子縁組里親が養育里親としての登録も行うことで、縁組後の里親・里子の見守りや支援ができています。事例もありました。</p> <p>○乳児を預けられる施設が管内に1 か所のみであるため、乳幼児の一時保護委託を里親にお願いすることが多いとのことでした。その際、哺乳瓶やおむつなど当面必要な物品は児童相談所が支給し、委託中は里親支援専門相談員が里親宅を訪問するなど、丁寧に支援が行われていると感じました。</p> <p>○児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員(FCW)が地域の里親の状況を把握しており、その情報が児童相談所の里親委託等調整員に集約されているとのこと、うまく連携できている様子がうかがえました。</p> <p>○近々、中央児童相談所管内にある社会福祉法人が里親支援センターを立ち上げ、県内全域が支援の対象になる予定です。これにより、新規里親のリクルートと研修、マッチング、フォローといった児童相談所の里親業務が里親支援センターへ移るとのことでした。人材確保の難しさや、里親支援センターと児童相談所の里親担当との業務分担や連携等、里親支援専門相談員の位置づけも含めて今後も細かな調整が必要と思われるため、準備のための十分な検討をお願いしたいと思います。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>○近年の里親登録数・委託数の増加傾向に反して未委託里親が多い現状について、養子縁組里親が多いこと、共働き家庭などで委託のタイミングが合わない等のマッチングの難しさ、この二つが大きな要因のひとつとお聞きしました。子どもと触れ合う経験が少ない中で突然長期に委託児を受け入れることは、里親・里子双方にとって大きなリスクとなり得ます。したがって、里親登録時に「週末里親」や「季節里親」等、比較的短期間の里親に同時に登録することで、ライフスタイルに合わせながら子どもと触れ合う経験を増やしつつ、養育のイメージを立体的にする機会を提供するなどされるとよいと思います。</p> <p>○真実告知を含めたライフストーリーワークについて、乳児院入所中で実親との交流がない子どもについては施設が主体となって実施しているものの、児童養護施設で実施しているケースは少ないとのことでした。子ども自身が積極的に言葉にしない状況であっても、どの子どもにも、自分が何者かを知る権利があります。委託時だけでなく、毎年の誕生日に生い立ちや実親の話ができるくらい、子どもにとってあたりまえの話題となることが望まれます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <p>○子どもの面接と同様、保護者に対しても個別の面接を通じて細やかな意向の聴き取りや合意形成を行っていました。</p> <p>○県が予算を確保し、児童心理治療施設にて実施されている「ティーンズトリプル P」、「どならない子育て練習」の開催や、保護者支援事業の取り組みへの期待は高いものとして評価できます。さらなる拡充を望むとともに、児童相談所職員が直接保護者支援プログラムを実施できるような人材育成も必要ではないかと考えます。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>○対象者のニーズに応じた個別支援と同様に、アセスメントに基づいた支援計画の立案も、家族支援においては重要な要素です。着実にステップを進めていくために、作成した支援計画についても都度見直しつつ、家族とともに修正していけるとよいと思います。その際、保護者や子どもたちが自分たちの置かれた状況を知り、互いの考えや感情を共有し、どのような家族になっていきたいかをイメージできるよう、児童相談所と家族との協働関係を大切にされるように期待します。</p> <p>○コザ児童相談所の中には、ワンウェイミラーのある面接室はありませんでした。ワンウェイミラーは、家族との交流を段階的に進める際、児童相談所職員が立ち合わない中での親子交流の質的な変化を、職員が目視で確認することが可能となります。面会の回数だけでなく、交流の質を確認しながらステップアップすることは、子どもや家族だけでなく、児童相談所職員の安心安全の保障にもつながると思われるため、検討されるとよいと思います。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	B

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <p>○管轄区域が広範囲にわたり、かつ、小規模な町村が多い中で、市町村の状況の把握に努め、要保護児童対策地域協議会の運営にも配慮している状況がうかがえます。また、共通アセスメントシートを作成し、市町村が虐待案件のリスクアセスメントを的確に行える体制を整えていることは評価できます。</p> <p>○警察、学校、医療機関、生活困窮者支援機関等との連携もしっかりと行うことができています。特に、警察とは人事交流や警察OBの非行相談専門員の配置等を通して効果的な連携がなされており、これは特筆すべきことだと考えます。</p> <p>○県北部に児童家庭支援センターがあり、同センターが研修を主催しているとのことでした。地域に近い機関に研修を実施してもらうことは、地域の連携づくりに有効なものと思われるます。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>○市町村支援主幹をもうけて市町村支援を実施しておられることは評価できますが、20の市町村を支援するのに一人では負担が大きいと思われるため、複数の配置が望まれます。</p> <p>○市町村の担当職員が虐待案件における市町村の役割や児童相談所との関係についてさらに理解を深める必要があると思われるます。そのために、児童相談所への短期派遣研修や、援助方針会議への参加等を始めた市町村担当職員に対する研修を工夫して充実を図られるとよいと考えます。</p> <p>○事前アンケートでは、一部の市町村から、児童相談所との関係について厳しい意見が寄せられています。一般的に、県の機関である児童相談所は市町村から上位の機関と見られがちで、市町村の職員は児童相談所に対して意見を言いにくいと感じる場合もあるかと思われます。市町村に対しては、事例の内容や当該事例における市町村と児童相談所の役割分担等について十分な説明をするとともに、市町村の意見も十分に聞いて、相互理解に基づいた支援をより一層意識されることで、さらに良好で効果的な連携につながると考えます。</p> <p>○児童福祉審議会が定期的開催されておらず、児童相談所としての活用がほとんどなされていない点は残念です。第三者的な専門家の意見を支援に活かすことは、児童相談所の事例の見方において視野を広げる効果があります。特に支援が難航している事例や、施設、里親を含めた関係機関等との関係性に困難を生じている事例等について、「児童相談所長が必要と認めるとき」として児童福祉審議会の意見を聴取することは、適切な事例への対応につながるのみならず、担当職員が支援に自信を持つという利点もありますので、ぜひ、ご検討ください。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	C